県民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第9号

県民会館条例の一部を改正する条例

県民会館条例(昭和48年岩手県条例第12号)の一部を次のように改正する。

区 分	ホー 9時から 12時まで	ール以外の室 13時から 17時まで	7時30分	金の上限 9 時から 17時まで	13時から 21時30分	9時から 21時30分 まで
区 分 [略] 第2シャ	ホー 9時から 12時まで	17 13時から 17時まで	7時30分	9時から	13時から 21時30分	21時30分
区 分 [略] 第2シャ	9時から 12時まで	17 13時から 17時まで	7時30分	9時から	13時から 21時30分	21時30分
区 分 [略] 第2シャ	12時まで	13時から 17時まで か	いら21時		21時30分	21時30分
[略] 第2シャ		17時まで 1		17時まで		
第2シャ	[略]					
	[略]					
ワー室						
第1浴室	[略]					
[略]		·	·	·	·	
[略]						
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附則

この条例は、公布の日から施行する。